

塩沢君夫 著

古代専制国家の構造

吉 田 晶

マルクス主義歴史学の立場から日本古代史に多くの問題を提起され、しかも出版以来半年を経た本書については、すでにいくつかの紹介と批判がよせられている。私なりの紹介と批評をこころみるにあたつて、私の危懼するところは、既に行われた批判と重複する点のすくなくないことと、このすぐれて体系的なしかもマルクスの著作に対する検討から始められた著作に対して、異説を立てることが、書評という枠内では頗る困難であるということの二点であつた。前者については、同一の対象に対するものである以上著しく異つたものでもあり得ないし、またすでに行われた論評と全く同じであるというわけでもないので、私自身の見解を従来の論評との重複を厭わずに行うことにする。後者については、いづれ私自身の見解の熟する時に別箇の形態で行うこととし、ここでは部分的な疑問という形で述べるに止めたいと思う。

本書のマルクス主義歴史学の日本古代研究史にしめる位置は、門脇禎二氏も述べられた如く『日本史研究』四二号、戦前のアジアの生産様式論争を中心とした渡辺義通・早川二郎氏らの諸業績を第一期とし、渡辺氏のシェーマを更に具体的に発展させた石母田

正・藤間生大氏らの諸業績を第二期とし、安良城盛昭氏の石母田・藤間説批判を第三期の開始期とするならば、本書に示された塩沢氏の見解は、従来のすべての諸説を体系的に批判した、第三期の現在までにおける、もつとも体系的な労作である、という点にもとめ得ると思われる。そして、共同体を基本的視角にすえてアジア的専制国家の社会構成体としての諸特質を理論的にあきらかにし、日本古代にそれを実証されようとしたことに、もつとも大きな意義と内容をもっているのである。本書は右のようなすぐれて理論的な体系と問題提起をもつ貴重な労作なのであるが、半面、精密な実証と新史実の発見を期待する古代史家に若干の失望を与える向のあることも否定できない。しかし、歴史学が科学として、その論理的な合法性を追求することは当然であるし、あまりにも細分化された実証的課題に埋没する傾向さえみられる現在の学界の趨勢下において、本書の意義はその欠陥のゆえに無視さるべきものではないと思う。

本稿では、塩沢氏が意図されたところに従つて、氏の提起された理論的課題、特にアジア的専制国家の理論と日本古代に対するその適用を中心に紹介し、二・三の問題について私見をのべてみたいと思う。

一

本書は三つの部分からなる。第一部はアジアの生産様式に関する理論的考察(第一―三章)、第二部は第一部でたてられた理論によつて日本史を分析された部分(第四章)、第三部は家父長的奴隸制の形成についての分析(第五章)である。

以下第一部の論点から紹介することにする。塩沢氏は、資本制以前の生産様式は「労働者と労働条件との結合が必ず種々の形態の集団、すなわち共同体を前提としていた」（三頁）から、資本制以前の生産諸様式はまづ共同体の諸形態の中にその基本的な特質を求めることができるとの視角に立たれる。そしてこの点に関するマルクス・エンゲルスの最終的見解を知るために、その諸著作を年代順に整理し、両者の資本制以前の社会構成の理論に少なからぬ典拠をあたえた、マウラー・モルガンの著作に接した時期によつて三つに分け、第一期は『資本制生産に先行する諸形態』第二期は『資本論』第三期は『ヴェラザリッチ宛の手紙』によつて代表させ、マルクス・エンゲルスの資本制以前の生産様式、特に共同体に関する見解の発展を跡づけようとした。

このような整理の方法が果して妥当な方法であるか否かについては後にのべるが、氏はこの方法によつて、戦後の古代史に大きな影響を与えた『諸形態』のマルクスの学説史上の位置を明らかにしつつ氏の見解を次の如く展開される。『諸形態』で考察されている共同体の三つの形態、すなわち、アジア的、古典古代的、ゲルマン的の範疇は後の完成した時期においても引継がれており、この三つは論理的な発展の序列であると同時に歴史的な継起的発展を意味し、歴史的発展と関係のない単なる共同体の類型ではない。ただし、『諸形態』の段階では、原始的共同体とアジア的共同体の区別が明確でなく、さらにアジア的共同体に関して立てられている総体的奴隸制という範疇も後の著作では貢納制とされているからこれによるべきであるとされる。そして氏の整理によれば、マルクスの著作か

ら共同体と社会構成体との関係を次の如く定式化される。アジア的・古典古代的・ゲルマン的の三共同体を基礎として、それぞれ、アジア的・古代的・封建的生產様式が成立し、剰余労働の収奪者としては、アジア的専制国家・奴隸所有者・封建領主が、剰余労働の収取の形態としては、貢納制・奴隸制・農奴制がそれぞれ対応するものであるとする。本書で中心となつていのはアジア的共同体を基礎とする社会構成についてである。

アジア的共同体はその前段階の原始共同体とは、内部に家族が分立し、家屋と庭園と労働要具とがその私有にゆだねられ、家族による分割耕作及び生産物の占有の行われている点でことなっているが、耕地が共同体による共有であること、開墾・灌漑・共同耕作などにおける共同労働が根強く残存しており、しかもこの共同所有・共同労働を通じてのみ個人の生産が可能なのであるから、個人は共同体によつて抑制され、共同体に対して自立的ではあり得ない。

アジア的専制国家は共同体による共同体の支配として現われ、専制君主は多くのアジア的共同体の上に結合的統一体として聳え立ち土地に対する最高唯一の所有者であり、土地に対する小共同体の所有乃至共同体内の個人の私有は、この国家的な集団所有によつて制約され、世襲的な占有者の地位にとどまる。この関係を基礎として、アジア的な諸共同体の剰余労働部分は専制君主に人格化された統一体に所属することになる。貢納制とは右のような関係に立つ剰余労働の収取の形態である。

アジア的専制国家の内部における社会的分業（農業と手工業の分離）は、基本的には共同体内部の分業（共同体による自給自足とし

てあらわれる。だが専制國家の成立の契機ともなり、またその社会的分業の特殊な形態を規定したのは、共同体の首長を媒介とした共同体間の分業であり、これは首長による私有の發生の契機ともなるが、専制國家においては、専制君主らの特殊な需要をみたすための全国的な大規模な共同体間の社会的分業の体系が形成される。これは一定限度の自然發生的な共同体間分業の發展を前提とするものであるが、國家權力の必要によりそれを媒介として作り出されたものである。

右のようなアジア的生產様式の基本的矛盾は、生産力の發展にもなつて、アジア的生產様式の成立の基礎となつていたもつとも重要な生産手段である耕地に対する私有の確立されて行くこと、つまり「耕地を中心とする生産手段の共同体的所有と、内部の家族による個別經營との間」（六七頁）にある。その展開が家父長的奴隸制の成立であり、これによつてアジア的共同体は解体し、耕地に対する私有が確立される。そしてその上に成立するのが古典古代的共同体であり、古代奴隸制生産様式の社會が生れる。

以上のようなアジア的共同体はアジアにのみ固有の存在ではなく、マルクスの著作においてはゲルマンやロシアにおいてもその存在を論理的に想定されている。つまり塩沢氏によれば、一つの民族の歴史においても共同体の三つの形態は「基本的には」（五一頁）經過するものであるが、「社會構成としては必ずしもすべての民族がアジア的専制國家・古典的古代的ポリス國家・封建的國家という各段階を典型的に經過してゆくと考えていたわけではない。」

（五一頁）つまり各民族のおかれた具体的条件によつてある生産様

式は支配的になることができず次の社會構成へ移行する場合もあるが、しかし、ギリシアはオリエントの邊境として、ゲルマンはローマの邊境としてそれぞれ巨視的には専制國家や古代的ポリス國家の段階を經過したとみるべきで、民族史の観点のみからの所謂「とびこえ」は認め得るとしても、それぞれの時点で歴史世界全体との關係においては「とびこえ」説は成立しない、とされる。

二

右の構想に立つ時、従来の諸説は三つの点において批判されるべきものとなる。第一は、従来は國家權力の經濟的基礎を君主豪族の私有地であるミヤケ・タドロに求め、その支配形態を奴隸制的なものとし、そこから全社會構成体の矛盾を奴隸制と規定してきたが、アジア的生產様式の理論からすれば、ミヤケ・タドロよりも広汎な小共同体乃至小國家を重視すべきで、これらを基礎として大化前代の社會構成を把握すべきものとなる。第二は、従来の總体的奴隸制の理論においては、有力な家父長による家父長的奴隸制を基礎にして總体的奴隸制が成立するとし、後者は前者によつて規定されるという關係を考へていたが、塩沢氏によれば兩者は段階を異にしたもので、前者によつて後者が解体せしめられるのであるから、この様な見解は成立し難い。共同体的關係そのものを支配の基礎とするアジア的生產様式として把握するべきである。第三は、アジア的専制國家は共同体の変質解体、つまり内部における家父長制家族の獨立という視角からその段階を区分するべきで、五世紀までをその典型的な段階とし、それ以後律令國家までをその最後の段階とすべき

である、と。

第一期の専制国家は、シキマキ・クシザシに關する伝説を中村吉治博士の解釈に従いつつ共同体による耕地の共同所有と分割耕作の行われているアジア的共同体とし、これを基礎として、一―三世紀には小国家、三世紀後半から四世紀にかけての地方国家、四世紀から五世紀にかけての全国的な大和国家へと發展し、特に五世紀はその絶頂であつたとされる。この段階での専制国家の支配の特質は、大和国家は地方の支配下にある小国家や地方国家の小君主を通じて、その治下の小共同体を間接に支配し、貢納形態で剩余労働を收取し、小共同体を破壊するような支配ではなく、このことは「大和の屯田」や田部のおかれたミヤケにおいても同様であつた。部民制も、農業と手工業が固く結合したアジア的共同体のもとでは、農業から完全にひきはなされた専門手工業集団の独立することの不可能であるという状況にもとづいて、小共同体をそのまま部民として支配下に編成することになる。この部民制は社会的分業の一形態ではあるが、自然發生的な分業とは異質の君主の要求によつて成立し、その統制下に組織されたものである。

専制国家の第二段階は、五世紀末頃から始まるアジア的共同体内部の家父長制家族の独立と彼らによる耕地の私的所有の傾向が強まり、共同体の弛緩という状態によつて形成されてくる。六世紀後半の群集墳の広汎な出現や、宅地園地に対する完全な私有権の成立などは、右の事情を示すものである。この段階で専制国家は共同体内の個々の家族の直接支配に向うのであつて、白猪屯倉の田部の丁籍の作成や、部民についても共同体全体を部民とするのではなく若

干の戸を部民とすることがはじまる。この様な傾向は支配体制として中央集権的な官司制度をととのえさせる傾向をもつてくるのであり、その發展の結果として律令国家が成立するが、これはアジアの専制国家の最後の形態である。

以上のような歴史的性質をもつ律令国家の構造は次の如くである。律令体制は、国家が小共同体内に独立してきた家父長制家族を郷戸として直接に支配する郷戸体制を一つの側面とし、一方、弛緩したとはいへ根強く残存する小共同体の共同体的機能の重要な部分を、国家自身の機能として吸い上げ集中した国家的共同体という形態となつてゐる。したがつて、律令体制における基礎的な共同体は、國民的規模で集積された国家的共同体―結合的統一體となつてゐるのであり、集団的土地所有の前提とする基礎共同体も、この国家的共同体であつた。公地公民制というのはこの關係を意味し、班田農民の耕地に対する私的所有の制約は、右のような歴史的な内容をもつ集団所有に外ならない。

社会的分業と交換については、共同体内部の自給自足的な再生産が中心であつて、共同体間の分業及び交換は極めて微弱で、それが行われる場合は、調庸などの如く國家を媒介とした貢納・給与の形態をとり、商人を媒介とした商品交換は殆んどなかつた。賤民制は右の事情を背景としつつ貴族神社の需要する高級な手工業品の供給という必要にこたえた分業の形態ではあるが、賤民自身の再生産は農業によつて営まれざるを得なかつた。

以上のような律令國家を崩壊せしめるのは、アジア的共同体の一層の分解、つまり家父長的奴隸制の發展と農民による耕地私有の進

展であり、この發展は、古典古代的共同体の形成を指向する。塩沢氏によれば、名の成立・莊園体制・在地領主などは、家父長的奴隸制の形成の歴史的な現象形態であり、「党」や「惣」は日本における家父長的奴隸制を基礎として成立した古典的共同体ということになる。だが、これらの点は「試論」として簡単に触れられただけで、本書の体系ではその論理的帰結としての意味は無視できないとしても、内容に深く立ち入ることは差程の意味のあることではない。

最後に、第三部の家父長的奴隸制の形成を扱った部分は、既に発表された八・九世紀の戸籍計帳を中心とした論考がおさめられている。その内容には幾多の問題提起を含んでおり、その一部について洞富雄氏の批判もあるが（『日本歴史』一三〇号）、本書の構成からすれば「補論」であり、本書に示された体系を生むにいたった準備的労作としての意義をもっているといえる。したがって本稿ではその紹介を一応割愛させて頂くことにする。

三

以上、必ずしも塩沢氏の叙述の順序に従わずに、アジア的専制國家の理論及びその日本古代への適用を中心に紹介した。不勉強のために氏の意図を誤解している点の少くないことをおそれるが、このことは私の未熟のいたすところであり、御寛容をお願いしたい。以下二三の点について問題を提示し、著者ならびに大方の御教示を得たいと思う。

第一は、アジア的専制國家の基礎となつたアジア的生産様式に関する理論についてである。塩沢氏の理論は、戦前のアジア的生産様

式に関する説とはことなつて、奴隸制の一形態とみたり、あるいは資本制生産の開始されるまでのアジアの社会構成の特質としたりするのではなくて、先述の概念規定を伴うアジア的共同体を基礎とする生産様式とし、しかもそれを奴隸制に先立つ階級関係としての貢納制と規定し、単にアジアにのみ固有の生産様式であるのではなくて、世界的な發展段階の一つとして考察されるところに、その特質をもっている。そして、共同体の具体的なあり方に社会構成体の段階的な性格をよみ取ろうとする基本的視角は、アジア的専制國家に関する限り、ある程度成功しており、日本古代史にこの理論を適用された律令國家までの具体的な歴史過程の考察は、日本古代を理解する上での有力な理論となつていることを認めたいと思う。

以下の内容は右のことを認めた上での疑問であるのだが、その一は、アジア的専制國家の形成過程がよく分らないということである。アジア的専制國家が共同体による共同体の支配として成立することを積極的に主張されたのは、塩沢氏のすぐれた著眼であるが、支配共同体と被支配共同体との質的な差異の有無について全く触れられていない。勿論、双方とも大づかみにはアジア的共同体以外ではありえないにしても、もし両者が全く同質であるとするならば、氏のいわれる小共同体から遂には全国的な専制國家へと發展して行く、具体的な要因乃至は主体的な力というものが見失われてしまう結果になるのではなからうか。このことは、アジア的共同体の支配的な段階での奴隸制の評価にかかわってくる。

塩沢氏は倭人伝に記載される卑弥呼の千人の婢や、大人と区別される下戸を、共同体内部での階級分化の結果あらわれた奴隸とみる

ことを否定される。このことは事実解釈としてある程度あたつてい
るだろう。倭人伝の嚴密な批判及びその發展段階についてまだ定見
をもたない私には、それらが何であつたかを確定することはできな
いが、千人の婢は君主權力の莊嚴をはかるための後世の采女的な女
性であつたかも知れないし、下戸は一般の共同体成員とみることが
出来るし、両者を直ちに奴隸とすることは早急な解釈といわねばな
らないだろう。だが、下戸を別としても、千人の婢（もとよりその
数には誇張を含むと思われる）をあつめ得た卑弥呼自身の權力のあ
り方、あるいは卑弥呼を中心とする支配的な諸勢力の現実的な權力
は、塩沢氏がアジアの共同体から構造的に説明された土地所有や
社会的分業のあり方、乃至は当時の支配者が一般的にもつていた宗
教的呪術的な權威以外の他の側面をも考慮せざるを得ない。この場
合、二世紀はじめの塩沢氏のいう小国家の一つである伊都国が生口
百六十口を中国に獻じているという事実に注意したいと思う。この
生口は、小君主の中国への貢納物であり、少くとも小君主によつて
自由に処分し得た人間である。かかる人間はその出自乃至用途を問
題にするまでもなく、歴史には小君主乃至は支配集団に所有される
奴隸として基本的にはとらえられる。つまり、二世紀の小国家の小
君主乃至支配集団において奴隸所有乃至奴隸制的支配を認め得るの
である。社会構成としてアジアの共同体を基礎とする専制国家にお
いて、その支配的な共同体成員による奴隸所有は決して無視さるべ
きでなく、むしろその要素を認めることによつて、専制国家の形成
過程を理解し得るのではないか、というのが、私の第一の疑問である。
だが、かくいうことは、渡辺義通氏の大化前代を奴隸所有者的社会

構成とする旧説や、安良城氏の家父長的奴隸制と總体的奴隸制との
相互規定説と同じであることを意味しない。社会構成体の歴史的な
性格は必ずしも權力の組織と同一ではなく、社会構成体としてのア
ジアの専制国家に関する塩沢氏の理論を發展させる上で、アジアの
専制国家における奴隸所有の問題を更に考慮される必要を認めるの
である。

四

第二は共同体の諸形態と社会構成体との対応についての問題であ
る。塩沢氏によれば、各民族は基本的にアジア的・古典古代的・ゲ
ルマン的な共同体の各段階を経過するが、各民族はそれぞれの共同
体に照応するとして氏が先に定式化された社会構成体の各段階を必
ずしも経過しないことが認められている。この場合、世界的な観
点からすれば、それぞれ先進地帯に対する辺境として関係すること
によつて、自らの民族史では形成しない社会構成体を世界史的には
経過したとされていることは先述の紹介にある通りである。氏の意
図されることは理解できるのであるが、民族史の社会發展を理論的
に把握するためには、氏の理論では不備であることを指摘せざるを
得ない。

すなわち、いかなる条件の場合に、共同体の各段階がそれぞれの
民族の歴史に存在しても、氏の定式化された共同体に対応する社会
構成体を形成しないかということが、理論的に説明されない限り、
氏の定式はその法則性を自ら否定することになるのではないか。つ
まり、氏の場合は共同体の諸形態と社会構成体の各段階が直ちに結

びつけられている傾きがあるのであるが、両者の関係を更に厳密に考慮さるべきであつたと考える。率直にいえば、私自身、アジアの生産様式の場合以外では、共同体と社会構成体との関係は規定的な関係ではないと考えており、本書の執筆にあつて、この様な疑問に應える配慮が望ましかつた様に思われる。そしてこのことは、氏の定式の法則性を主張される上でも必要なことであつたと思う。更に今一つの問題は、民族史の発展に関する理論的な体系のなかで、世界的な観点、つまり民族史においては形成されなかつた社会構成体を世界的には「辺境」として経過したということを、いかに位置づけるかということである。この点は私によく分らない。

以上の二点に關係して、ギリシアやゲルマンの場合に、民族史の視点からは塩沢氏も認められている社会構成体の「とびこえ」を、日本の場合においては認められなかつたのはなぜかということ、また、古代の日本は大陸特に中国の社会発展に対して、明らかに辺境の位置にあつたのであるが、このことの評価にも言及される必要があつたのではなからうか。

更にここで触れておきたいのは、第四章第四節の十世紀以降に關する論述である。氏自身「試論」とされており、また御專攻から外れた箇所でもあるが、やはり氏の全体の体系を考へるとき無視出来ない意味をもつていると思う。氏がアジアの共同体を崩壊せしめる重要な要素として家父長的奴隸制の發展を重視されたことは当然であるが、しかし家父長的奴隸制をもつて社会構成体の基本矛盾を規定するものとなし得るであらうか。私は家父長的奴隸制が一般的に社会構成体の基本矛盾たり得ないということを主張しようとするの

ではない。古典古代的な都市国家の場合にはそのことを認めることが出来ると思う。だが、十世紀以降の家父長的奴隸制的構造をもつ経営主体（田堵・名主）は、既にそれ自体が独立の主体であるのではなく、客体として支配されている存在である。所謂「領主制」の支配下におかれているのである。この場合の基本的な矛盾は、領主と家父長的奴隸制的経営主体との間に認めるべきであり、封建的な關係とすべきであると思う。家父長的奴隸制下の家父長が、ただ共同体的な制約のみを受ける独立的な主体である場合と、既に独立的な主体ではなく彼ら自体が階級的な支配を受けている場合とは、同じく家父長的奴隸制であるとはいへ段階を異にするわけであつて、十世紀以降の日本を家父長的奴隸制の存在の故に古典古代に擬して理解しようとするのは、明らかに誤りである。このことは、塩沢氏の場合に共同体の段階と社会構成体の關係についての嚴密な理論的整理を經ていないのではないかという、前述の方法的な不備に起因すると思われる。

五

第三は、マルクスの著作の整理の仕方、及び三つの共同体を理論的であると同時に歴史的な継起的發展とし、更にこの共同体の形態に社会構成体に対応させるといふ、塩沢氏の理論的な構成に対する疑問である。

マルクスの見解に發展のみられることは当然であり、年代的に後のものによつて前の見解の不備を補うということとは、それ自体としては決して誤つた方法ではない。だが、この操作の際、マルクスが

それぞれの著作で何を主題として、どのような方法で述べようとしたかということが、捨象される危険性を含んでいることも考慮する必要がある。塩沢氏の共同体を中心とする理論的な典拠となつてゐるのは、『資本論』や『ヴェラザスリッチ宛の手紙』によつて補われた『諸形態』である、とみる事が出来ると思う。だが『諸形態』そのものが、何を意図して書かれたものであるかということを考えると、ここに述べられてゐる共同体の理論的な位置に対する理解において、私は塩沢氏と相当に異なることを認めざるを得ない。私自身の見解は、最近発表された芝原拓自氏の独創的な労作（『前資本制分析の方法に関する覚書』(A)とくに『諸形態』の理解について）『新しい歴史学のために』(五二号)に啓発せられるところが多く、読み方に関する限り芝原氏の所論に同感である。（この点、私自身の曖昧であつた点を明確にする契機を与えられた氏の労作に感謝したいと思ふ。）従つて『諸形態』の読み方についての詳細は、芝原氏の労作によられたし、またこの問題に深く立ち入ることは、本稿の書評という形式を逸脱するものとなる。必要な限りで述べておけば次の如くである。

『諸形態』においては、資本制以前の本源的所有の抽象的・論理的な発展段階が問題にされておゐり、その限り、基本的には所有の階級性は捨象して議論がすすめられてゐる。また、ここに述べられる共同体の諸形態は、右の主題に必要な限りにおいて、高度に抽象化された次元での概念であり、それを、アジア的、ゲルマン的などの用語の使用されてゐることから、歴史的・具体的な共同体として理解し、更には社会構成体との関係にまで直接におしひろげて論ずる

ことは、一般的には当を得ないのではないか。具体的な歴史分析乃至叙述の概念としての共同体、及びそれと階級関係、更には社会構成体との関係は、より厳密な理論的な整理の上に考察されるべきであると思う。

一般的には右の如く考えるのであるが、アジア的共同体の場合、他の場合とは異つた要素を考える事が出来ると思う。アジア的共同体の支配的な社会構成においては、本源的所有そのものが、内部に階級関係の具体的内容を含んでおり、アジア的共同体の矛盾の考察は、同時に社会構成の基本的な矛盾にかかわつてくるという特質をもつてゐるのである。マルクスが特に結合的統一体としての専制君主や「總体的奴隸制」ということをアジア的共同体の本源的所有の考察に際して問題としたのも、右の事情にもとづいたものと考えられる。だが、古典古代的・ゲルマン的共同体の場合は、それぞれ共同体とその成員の間の本源的所有のあり方を追求することからのみでは、階級関係は導びき得ない。したがつて、ここでは階級関係を捨象した本源的所有の考察が行われることになるし、またそうでなければならぬ。

以上のように考えるべきは、塩沢氏のアジア的生産様式の理論に賛成しつつ、その体系に賛成できないという、いわば矛盾した形になるのであるが、私には、アジア的共同体の特質とその社会構成の関係の特殊性を、塩沢氏は特に考慮されず、古典的・ゲルマン的共同体の場合にも同様の方法で考察されたところに、問題があつたのではないかと考えられるのである。

以上、極めて明晰な論理と文体をもつ本書に対して、甚だ侮蔑な

紹介と批判を運ねてきた。特に三つの疑問点が本書の誤読から生じているとするならば、甚だ申訳のない次第であるが、本書の日本古代史の理論的な研究において占める価値を重視するが故に、率直な疑問の提出を試みた次第である。著者ならびに大方の御教示を頂ければ幸いである。(一九五九・六・六)

(A5版二二二頁 昭和三十三年一月 御茶の水書房発行 定価三五〇円)

安藤 精一 著

近世在方商業の研究

原 田 伴 彦

戦後における社会経済史の研究はめざましいものがある。とくに近世の農村の分野においてそれが著しかった。ここ数年、近世史関係の学術論文が、毎年五百篇前後に及ぶといわれるが、その大半が農村に関するものであることは、その一端を示すものといえよう。ところでこの農村史の研究で従来いまだ中心となつたのは封建的自営農の形成の問題と、その解体をめぐる寄生地主制の成立ならびに農民闘争などの問題であつた。しかるに、さいきんとくに注目をあびはじめたのが、封建農村の解体過程における商品流通の展開の問題であるといえよう。この農村における商品流通の展開が、封建

農村のみならず、封建制全般を揺がすものとしての観点からの農村史の研究は、実は決して新しいものではなく、戦前から、基本的な課題としてたえず注目されていたものであり、戦後においても農民的商品経済あるいは在郷商人の動向の究明が、理論的にも要請され、その研究もぼつぼつ進められていたのであつた。しかし、この点について、基礎的な実証的な研究、とくに全国的視野からの考察がほとんど実質的に行われておらず、我々をして、はなはだ隔靴搔痒の感を抱かしてゐたのは、まぎれもない事実であつた。この時に當つて、安藤氏の近世在方商業についての名著を得たことは、非常な喜びといわねばならない。氏は数年前から和歌山大学の機関誌『経済理論』を中心として、『史学雑誌』『日本史研究』などに、在方商業に関する精緻な力篇を、次々と精力的に発表されてきたのであるが、これらの諸論稿を基礎にさらに多くの筆を加えて、近世在方商業についての一応の帰結と見透しを一本に集大成されたのが本書である。本書の上梓を個人的にも最も待望していた一人として、その刊行を祝するとともに、その内容について若干の紹介を行いたいと思う。

本書は、第一章「序説」、第二章「近世初期の在方商業と特権商業」、第三章「近世在方商業の展開」、第四章「在方商業の発達と町方商業との関係」、第五章「近世における在方商業論」、第六章「結論」より成つているが、氏が特に力を注がれたのが、本書の約四分の三のスペースを占める第三章及び第四章であつて、農民の商人化と、在方商業の発達と町方商業の対立という、二点を中心に、在方商業についての詳細な基礎的考察を行つたものである。

まづ第二章「近世初期の在方商業と特権商業」は、近世封建社会